

「交通死亡事故多発注意報」の発令について

1 趣 旨	<p>9月26日から9月29日の4日間に、県内で3件の交通死亡事故が発生したため、県警交通部長から「交通死亡事故多発注意報」（注参照）が発令されました。</p> <p>県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めて下さい。</p>																		
2 発令日	平成28年9月29日（木）																		
3 対策期間	平成28年9月29日（木）から10月5日（水）までの7日間																		
4 発令区域	県下全域																		
5 交通死亡事故の発生状況	<p>○ 発生状況（平成28年9月26日～9月29日）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 35%;">発生日時・場所</th> <th style="width: 35%;">道路・事故類型</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>9/26(月)6時01分頃 八幡浜市江戸岡1丁目</td> <td>・国道378号 ・軽四貨物×歩行者</td> <td>歩行者 86歳 男性 死亡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>9/28(水)11時43分頃 松山市祓川2丁目</td> <td>・国道437号 ・軽四乗用×一種原付</td> <td>一種原付 80歳 女性 死亡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>9/29(木)6時30分頃 伊予市下吾川</td> <td>・県道（主要地方道） ・軽四乗用×自転車</td> <td>自転車 85歳 女性 死亡</td> </tr> </tbody> </table>			No.	発生日時・場所	道路・事故類型	備 考	1	9/26(月)6時01分頃 八幡浜市江戸岡1丁目	・国道378号 ・軽四貨物×歩行者	歩行者 86歳 男性 死亡	2	9/28(水)11時43分頃 松山市祓川2丁目	・国道437号 ・軽四乗用×一種原付	一種原付 80歳 女性 死亡	3	9/29(木)6時30分頃 伊予市下吾川	・県道（主要地方道） ・軽四乗用×自転車	自転車 85歳 女性 死亡
No.	発生日時・場所	道路・事故類型	備 考																
1	9/26(月)6時01分頃 八幡浜市江戸岡1丁目	・国道378号 ・軽四貨物×歩行者	歩行者 86歳 男性 死亡																
2	9/28(水)11時43分頃 松山市祓川2丁目	・国道437号 ・軽四乗用×一種原付	一種原付 80歳 女性 死亡																
3	9/29(木)6時30分頃 伊予市下吾川	・県道（主要地方道） ・軽四乗用×自転車	自転車 85歳 女性 死亡																
6 その他	○「交通死亡事故多発注意報」は、本年6回目。																		

● 加害者とならないために

- ◇ 通り慣れた道路（交差点）ほど、しっかりと安全を確認しましょう。
- ◇ いつもより（予定より）5分早く出発し、5キロ減速した走行を実践することで、心と時間にゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ◇ 交差点や横断歩道の手前では、歩行者や自転車がいらないか確認するため、減速しましょう。

● 被害者とならないために

- ◇ 早朝や夕暮れ時以降の外出時には、必ず反射材を身に付けましょう。
- ◇ 道路を横断する時には、横断を始める時には、まず止まり、右、左等、周囲をしっかりと確認してから横断しましょう。



(注)「交通死亡事故多発注意報」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

